

施策分野2 安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくり

基本施策4 子どもがすこやかに育つ母子保健の充実

これまでの取り組みと成果

- ◎ 平成21年度の妊婦健康診査の助成拡大により、妊娠11週以内の妊娠届出率が増加し、早期に健康診査や保健指導が提供できるようになりました。
また、特定不妊治療については、平成24年度から市独自に助成額を上乗せし、対象者の家庭の経済的負担の軽減を図ってきました。
平成20年度より乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)をが開始し、産後早期からの育児支援を行うとともに、乳児のいる家庭に対するもののない訪問実施をめざし、訪問率も向上してきました。いしました。
- ◎ 各区の健康福祉課(福祉事務所)内での保健、医療、福祉の連携に加え、地域子育て支援センターをはじめとした子どもと保護者の居場所や児童相談所などとも連携が深まり、支援体制が強化されてきています。

○妊婦健康診査… 助成回数 H19:2回 → 5回に拡大 ⇒ H21~:14回

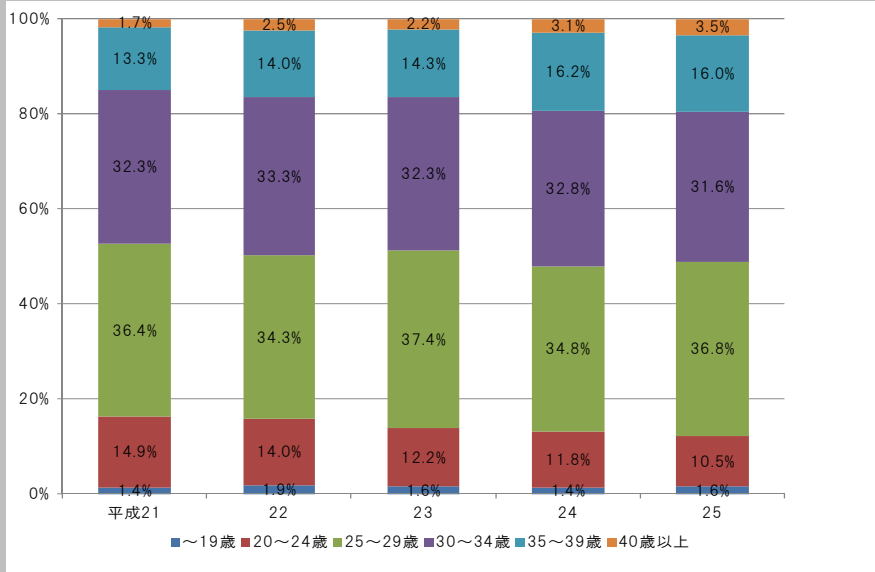
○特定不妊治療助成… 助成件数 H21:450件 ⇒ H25:1,186件

○こんにちは赤ちゃん訪問… 訪問率 H21:95.0% ⇒ H25:96.8%

現状と課題

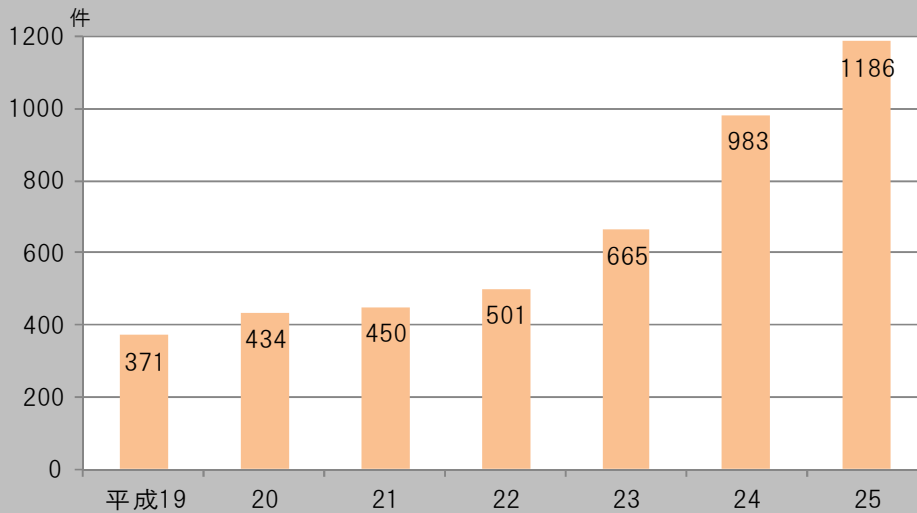
- ◎ 少子化や核家族化の進展に伴い、家庭や地域における養育機能の低下や子育ての孤立化が懸念され、産後うつ等により育児不安を持つ親が増え、社会全体での支援体制が求められています。
- ◎ 社会環境の変化から高齢出産が増加し、不妊に悩む方が多い一方、予期せぬ妊娠により、不安を抱えながら妊娠期を過ごしている女性も少なくありません。
- ◎ 親の育児の経験不足からだけでなく、「育てにくさを感じる子ども」「小さく生まれた子や、病気や障がいのある子ども」を育てることは、親の心理的負担を大きくしています。

母の年齢階級別出生数の割合(第1子)



資料：厚生労働省「人口動態統計」

特定不妊治療費助成件数の推移



資料：新潟市作成

子ども・子育て会議などでの意見

- ◇ 赤ちゃん訪問・乳幼児健診などの母子保健事業の質的向上を図るべき
- ◇ 発達に課題があると思われる子どもへの支援の向上を図るべき
- ◇ 学校教育のなかに思春期教育を充実させるべき
- ◇ 妊婦・乳幼児の歯科健診の充実を図るべき

取り組みの方向性

- ◎ 妊娠・出産・育児期における切れ目ない母子保健対策の充実に取り組みます。
- ◎ 健康の維持・向上に取り組めるよう、多分野の協働による保健対策を推進します。
- ◎ 学校や地域、関係機関との連携により、思春期の保健対策の強化を図ります。

成果指標

妊娠11週以下での妊娠届出率

平成25年度

93.2%

平成31年度

現状より向上

こんにちは赤ちゃん訪問などでの把握率

平成25年度

100%

平成31年度

100%を維持

コラム

「マタニティマーク」をご存知ですか？

妊婦さんが交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。また、交通機関、職場、飲食店などが呼びかけ、文を添えてポスターなどとして掲示し、妊婦さんにやさしい環境づくりを推進するものです。

新潟市では、母子健康手帳交付時に「マタニティマーク」を使ったグッズを配布するとともに、「思いやり駐車場」の案内をしています。



主な取り組み

1 安心して妊娠・出産ができる環境の整備

(1) 妊婦と胎児の健康管理

妊婦と胎児の健康管理のため、妊婦健康診査を医療機関に委託して実施します。妊婦一人につき、14回までの健診費用の助成を行い、経済的負担を軽減します。

母子健康手帳集団交付時の歯科検診を含めた、わかりやすい情報提供とともに、健診の重要性の普及啓発や確実な受診の勧奨に取り組みます。

安産教室等の各種教室を通じて、妊娠・出産に係る正しい知識と仲間づくりへの支援を行います。

必要な量の見込み

妊婦健康診査

		25年度 実績	26年度 見込	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込
全市	妊婦健康診査 延数(件)	75,716	73,245	72,908	72,505	72,007	71,344	70,657
	提供体制	委託医療機関：8病院、15診療所、1助産所 実施時期：【妊娠初期～妊娠23週】4週間に1回、 【妊娠24週～妊娠35週】2週間に1回、 【妊娠26週～分娩】1週間に1回						

(2) 特定不妊治療・専門相談の周知

不妊・不育に関する相談と医療助成の充実に取り組みます。

(3) 医療機関との妊娠期からの連携(医療機関との連携)とハイリスク妊産婦の訪問指導等の強化

医療機関との連携を強化し、妊娠期からの支援を行います。

(4) 産後ケア事業の充実

出産後の産婦及び新生児に産後の母体管理、授乳指導など必要な保健指導を実施し、子どもが産み育てやすい環境の整備をします。

2 安心して子育てができる環境の整備

(1) 子育て環境の整備と孤立化しやすい保護者への援助

こんにちは赤ちゃん訪問事業の充実に取り組むほか、育児相談をはじめとした身近に相談できる体制の充実に努めるとともに、引き続き地域子育て支援センター等での健康教育・健康相談など地域での子育て交流を推進します。

また、医療機関や民生児童委員、助産師をはじめとした関係機関、民間団体など、保健、医療、福祉といった各分野との連携を推進します。

必要な量の見込み

こんにちは赤ちゃん訪問事業

		25年度 実績	26年度 見込	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込
全市	訪問件数(件)	6,082		6,154	6,120	6,078	6,022	5,964
	実施体制	実施機関：各区健康福祉課・地域保健福祉センター 登録助産師・保健師：58人 地区担当保健師：81人						
北区	訪問件数(件)	537		538	532	526	519	514
	実施体制	登録助産師・保健師：3人 地区担当保健師：8人						
東区	訪問件数(件)	1,108		1,108	1,102	1,093	1,080	1,067
	実施体制	登録助産師・保健師：6人 地区担当保健師：13人						
中央区	訪問件数(件)	1,396		1,449	1,447	1,445	1,439	1,430
	実施体制	登録助産師・保健師：18人 地区担当保健師：17人						
江南区	訪問件数(件)	559		571	568	564	559	554
	実施体制	登録助産師・保健師：2人 地区担当保健師：6人						
秋葉区	訪問件数(件)	572		560	558	555	552	547
	実施体制	登録助産師・保健師：4人 地区担当保健師：7人						
南区	訪問件数(件)	341		334	330	325	318	312
	実施体制	登録助産師・保健師：4人 地区担当保健師：6人						
西区	訪問件数(件)	1,197		1,242	1,237	1,231	1,223	1,215
	実施体制	登録助産師・保健師：14人 地区担当保健師：15人						
西蒲区	訪問件数(件)	372		352	346	339	332	325
	実施体制	登録助産師・保健師：7人 地区担当保健師：9人						

※登録助産師・保健師は区を超えて活動することもあります。

(2) 障がい児・長期療養児への支援

関係機関・民間団体とも連携しながら、要支援児・要支援家庭の早期発見と早期支援とともに発達相談・療育教室における支援の充実に努めます。

また、慢性疾患のある子どもとその家族の支援、障がいのある子への歯科保健を推進します。

3 健康に過ごすための環境の確保

(1) 小児期からの健康的な生活習慣確立への支援

乳幼児健康診査の充実とともに、学校との連携により、小児期からの生活習慣病予防の推進に取り組みます。

(2) 歯科保健の向上

むし歯予防事業、フッ化物（フッ素）塗布事業、フッ化物（フッ素）洗口事業など、むし歯予防対策とともに歯周病予防を推進します

(3) 予防接種の向上

予防接種について正しい知識の普及と効果的な周知を図ります。

(4) 食育の推進

安産教室などを通じて、妊娠中の適正な食生活や体重管理、禁煙や禁酒を啓発するとともに、離乳食・幼児食講習会により、乳幼児の健康保持増進、将来における適切な食習慣の形成を図ります。

(5) 児童虐待防止対策の推進

再掲（☞●●ページ）

4 思春期の保健対策の強化

(1) 思春期保健対策の強化

今後産み育てる世代が、正しい知識をもって生活決定できるよう支援するとともに感染症対策のための普及啓発を行います。

また、十代の自殺や不健康なやせ等に対する対策を進めます。

(2) 関係機関との連携強化

学校や医療機関、民生児童委員、助産師など地域の様々な関係者とも連携しながら、地域や学校における健康教育などを推進するとともに、心の問題についての相談事業の実施とその周知に取り組みます。

施策分野2 安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくり

基本施策5 精神的負担、不安を軽減する支援の充実

これまでの取り組みと成果

◎ 地域子育て支援センターや病児デイサービス、一時預かり事業の拡大に加え、平成22年度にはこどもショートステイや子育てなんでも相談センターきらきらの開設、平成24年度にはファミリー・サポート・センターを全市展開するなど、子どもと子育て家庭を支援するサービスの充実を図りました。

また、こども創造センターや児童館の開設など、子どもと保護者の居場所、遊び場の充実に取り組みました。

○地域子育て支援センター… H21：35か所 ⇒ H26：44か所

○病児デイサービス事業… H21：4か所 ⇒ H26：8か所

○一時預かり事業…

H21：204か所（拠点園20か所） ⇒ H26：224か所（拠点園41か所）

○子育てなんでも相談センターきらきら相談対応件数…

H22：7月開設 677件 ⇒ H25：1,614件

○ファミリー・サポート・センター…

H21：実施か所 北区の一部（旧豊栄地区）、南区 会員数367人

⇒ H25：実施か所：全市域 会員数918人

○こども創造センター… 平成25年5月25日開設 25年度来館者数274,966人

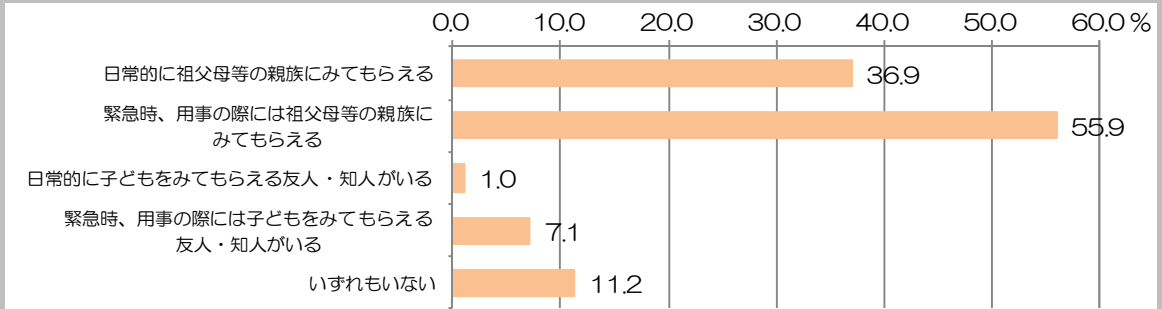
現状と課題

◎ 核家族化の進行による家族規模の縮小や地域のつながりの希薄化により、祖父母や親族、近隣の方たちからの日常的な支援は少なくなっています。

◎ 共働き世帯やひとり親家庭の増加など、家族の状況の変化に伴い多様化している子育て家庭のニーズに対し、公平で均一的なサービスの提供を中心とする公的サービスだけで対応することは困難になっています。

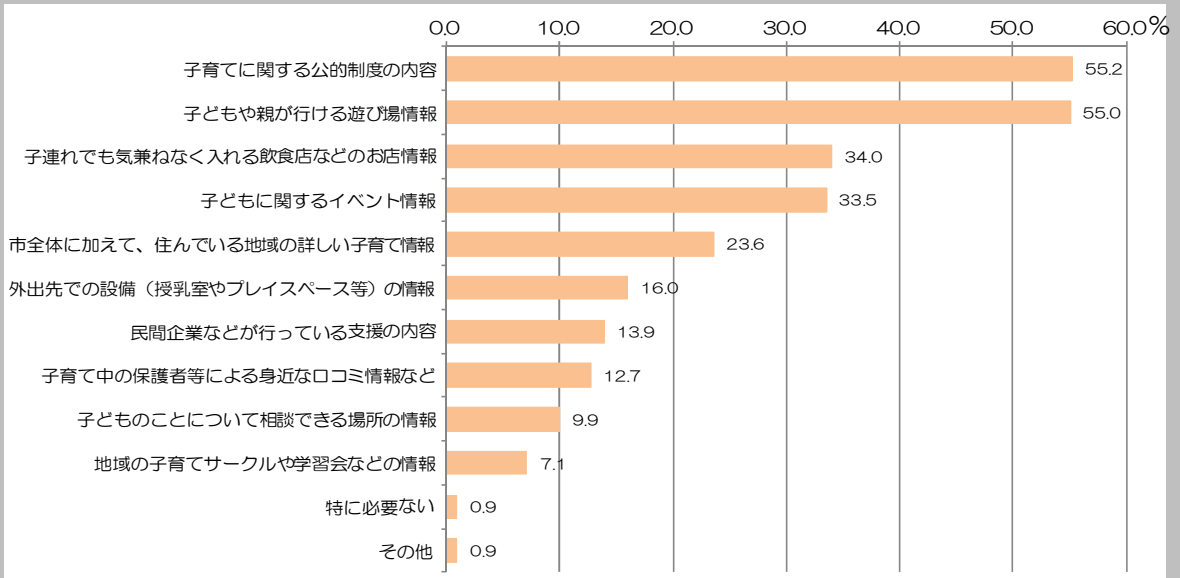
◎ 子育て支援サービスは、行政サービスだけでなく民間のサービスを含め多種多様であり、子育て家庭が適切な情報を得、必要な支援を利用できる環境を整備する必要があります。

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無



資料：新潟市「子ども・子育て支援ニーズ調査（平成25年度）」

子育てに関して必要な情報



資料：新潟市「子育て市民アンケート（就学前児童保護者）（平成25年度）」

子ども・子育て会議などでの意見

- ◇ 行政は、祖父母が子育てに参加する機会をつくり、親族が保護者を支援することで、希望する人数の子どもを産み育てられるような環境を整えるべき。
- ◇ 支援が必要であっても、横のつながりがない保護者など、誰に聞いたら良いかわからないという人もいるので、支援制度がこれだけあるということをアピールしたり、誰でも気軽に情報が入手できるようにするなど情報発信を充実させるべき。

取り組みの方向性

- ◎ 保護者が子どもにしっかりと向き合い、子どもの育ちを支えることができるよう、育児の不安や負担感を受け止め、家庭の子育て力を十分に発揮できるような取り組みを進めます。
- ◎ 行政による子育て支援サービスを充実させるとともに、関係機関との連携の強化や市民や地域の活動を支えながら協働することで、柔軟で切れ目ない支援を届けられる体制の整備を進めます。
- ◎ 保護者が子育て支援の情報を気軽に活用でき、支援が必要な時に、適切な子育てサービスを利用できるよう、効果的な情報収集や発信に努めます。

成果指標

ファミリー・サポート・センターの会員数



住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度 (5段階評価での平均値)

※対象：就学前児童保護者及び小学生児童保護者



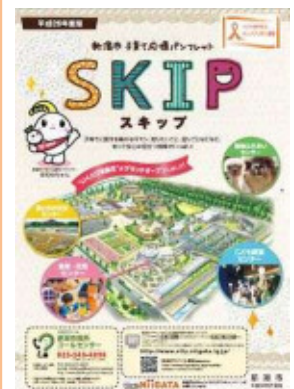
コラム

ご活用ください！ 子育て応援パンフレット「スキップ」

子ども・子育て支援の情報を掲載した子育て応援パンフレット「スキップ」を毎年発行しています。

このパンフレットには、出産準備のための情報や各種支援制度、子どもたちの遊び場、子育てサークルの紹介、保育園・幼稚園、相談窓口など、子育てに役立つ情報が満載です。母子健康手帳交付、転入手続きの際にお渡ししているほか、以下の各施設でも配布しています。

主な配布場所：市役所本館案内、各区役所健康福祉課、出張所、地域保健福祉センター、地区公民館、地域子育て支援センター



主な取り組み

1 安心して子どもを育てることへの支援

(1) 地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所において、親子が遊びながら相互の交流を行う居場所の提供、保護者の子育てに対する不安・悩みを解消するための相談、情報提供、助言を行います。

実施にあたっては従来から地域の子育て支援の拠点として機能してきた児童館・児童センター、市民団体等が運営する子育てサロンなどとの連携による拠点のネットワーク化を図り、地域ぐるみでの子育て支援の環境づくりに努めます

また、地域子育て支援拠点の職員の情報交換や研修機会の充実に取り組みます。

必要な量の見込

		25年度 実績	26年度 見込	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込
全市	利用者数(人)	345,687		646,324	646,663	642,546	637,836	632,199
	設置数(か所)	42	44	46	47	48	48	48
北区	利用者数(人)	28,107		65,215	65,023	64,329	63,597	62,864
	設置数(か所)	6	6	6	6	6	6	6
東区	利用者数(人)	29,560		93,358	94,229	93,639	92,853	91,870
	設置数(か所)	4	4	5	6	7	7	7
中央区	利用者数(人)	81,778		170,334	170,843	170,647	170,256	169,591
	設置数(か所)	6	8	8	8	8	8	8
江南区	利用者数(人)	38,897		43,378	43,087	42,796	42,481	42,118
	設置数(か所)	3	3	4	4	4	4	4
秋葉区	利用者数(人)	40,552		64,060	63,551	63,224	62,897	62,424
	設置数(か所)	5	5	5	5	5	5	5
南区	利用者数(人)	25,776		38,241	37,363	36,815	36,193	35,462
	設置数(か所)	4	4	4	4	4	4	4
西区	利用者数(人)	64,124		122,244	123,920	123,340	122,695	121,986
	設置数(か所)	8	8	8	8	8	8	8
西蒲区	利用者数(人)	36,893		49,493	48,646	47,755	46,864	45,884
	設置数(か所)	6	6	6	6	6	6	6

(2) ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かりなどの援助を受けたい市民(依頼会員)と援助を行いたい市民(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、多様なニーズに対応します。

実施にあたっては認知率の向上とともに、他のサービスを組み合わせての利用など、料金負担が軽くなるような方法を周知します。

また、登録場所の増設など登録機会の利便性の向上に努めます。

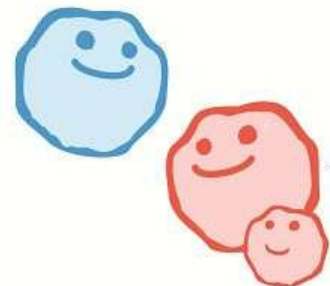
必要な量の見込み

		25年度 実績	26年度 見込	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込
全市	利用件数(人日)	4,670	6,122	7,646	9,088	10,523	11,949	13,369
	提供会員数(人)	274	389	553	717	881	1,045	1,209
北区	利用件数(人日)	447	586	732	870	1,007	1,144	1,280
	提供会員数(人)	36	51	73	94	116	137	159
東区	利用件数(人日)	999	1,310	1,636	1,944	2,251	2,556	2,860
	提供会員数(人)	37	53	76	98	121	142	165
中央区	利用件数(人日)	1,147	1,504	1,878	2,232	2,584	2,935	3,284
	提供会員数(人)	67	95	135	175	215	255	295
江南区	利用件数(人日)	84	110	138	163	189	215	240
	提供会員数(人)	11	16	23	29	36	43	50
秋葉区	利用件数(人日)	199	261	326	387	448	509	570
	提供会員数(人)	19	27	38	51	62	74	86
南区	利用件数(人日)	643	843	1,053	1,251	1,449	1,645	1,841
	提供会員数(人)	27	38	54	70	86	103	119
西区	利用件数(人日)	1,071	1,404	1,753	2,084	2,413	2,740	3,066
	提供会員数(人)	66	93	132	169	208	246	285
西蒲区	利用件数(人日)	58	76	95	113	131	148	166
	提供会員数(人)	10	15	22	29	36	42	49

※提供会員には両方会員(依頼会員、提供会員両方に登録しているもの)を含む

にいがた市の子育て支援

ファミサポ



(3) 保育園などにおける一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育園やその他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行います。

現在、認可保育園全園(月14日まで利用可能な拠点園41園、月7日まで利用可能181園)で実施しているほか、中央区のプラーカスマイルランド、なかなか古町「子育て応援ひろば」でも実施しています。

今後、専任保育士や専用保育スペースを確保した拠点保育園の整備や、ファミリー・サポート・センターでの受け入れ拡大により、ニーズに対応していきます。

必要な量の見込み

		25年度 実績	26年度 見込	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込
全市	利用者数(人)	37,189		52,315	52,369	52,041	51,663	51,210
北区	利用者数	1,908		2,976	2,979	2,961	2,939	2,914
東区	利用者数	5,840		9,169	9,178	9,121	9,054	8,975
中央区	利用者数	17,214		20,960	20,982	20,850	20,699	20,517
江南区	利用者数	2,135		3,379	3,383	3,362	3,337	3,308
秋葉区	利用者数	1,968		3,103	3,106	3,087	3,065	3,038
南区	利用者数	845		1,279	1,280	1,272	1,263	1,252
西区	利用者数	6,377		10,014	10,025	9,952	9,889	9,803
西蒲区	利用者数	907		1,434	1,436	1,427	1,416	1,404

(3) 病児・病後児保育事業(病児デイサービス事業)

病気や病気の回復期にある子どもを対象に、保護者が就労などにより家庭で保育できない場合に、医療機関に併設した施設で一時的に保育を行います。

施設のない区を中心に、医師会・医療機関の協力のもと、施設を増設します。

また、他のサービスを組み合わせての利用など効率的な利用について周知を図ります。

必要な量の見込み

		25年度 実績	26年度 見込	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込
全市	利用児童数(人)	8,894	11,206	14,568	14,490	14,379	14,254	14,187
	設置数(か所)	8	8	12				
北区	利用児童数(人)	309	389	1,417	1,409	1,399	1,386	1,380
	設置数(か所)	0	0	1(+1)				
東区	利用児童数(人)	2,289	2,884	2,884	2,869	2,847	2,822	2,809
	設置数(か所)	2	2	2(+0)				
中央区	利用児童数(人)	2,593	3,267	3,267	3,250	3,225	3,197	3,182
	設置数(か所)	3	3	3(+0)				
江南区	利用児童数(人)	971	1,223	1,223	1,216	1,207	1,197	1,191
	設置数(か所)	1	1	1(+0)				
秋葉区	利用児童数(人)	535	674	674	670	665	659	656
	設置数(か所)	1	1	1(+0)				
南区	利用児童数(人)	106	134	1,045	1,039	1,031	1,022	1,018
	設置数(か所)	0	0	1(+1)				
西区	利用児童数(人)	2,037	2,567	2,659	2,645	2,625	2,602	2,589
	設置数(か所)	1	1	2(+1)				
西蒲区	利用児童数(人)	54	68	1,399	1,392	1,381	1,369	1,362
	設置数(か所)	0	0	1(+1)				

(4) 子育て短期支援事業(こどもショートステイ)

保護者が、入院、出産や冠婚葬祭、出張などの理由により家庭において児童を養育することが困難になった場合に実施施設において一時的に養育します。

育児疲れを理由とした利用については、育児放棄につながることをないように留意しながら、児童虐待の危険性が高い場合などの利用について検討します。

また、新設する乳児院での実施について検討します。

必要な量の見込み

		25年度 実績	26年度 見込	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込
全市	利用児童数(人)	18		68	68	68	67	66
	設置数(か所)	1	1	1~2	1~2	1~2	1~2	1~2

(5) 利用者支援事業

「利用者支援専門員」と呼ばれる専任職員を配置し、教育・保育施設や子育て支援サービスなどの利用について情報集約と提供を行いながら、保護者などからの相談に応じ、必要な利用支援、助言をするとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりなどを行います。

実施については、基本的な「教育・保育の提供区域」である行政区を単位として、実施か所、体制について、地域子育て支援拠点や児童館・児童センターなどへの配置を含め検討します。

あわせて、全市的には市社会福祉協議会が設置する、子育てに関するワンストップ型総合相談窓口「子育てなんでも相談センターきらきら」の活用を検討します。

(6) 家庭の子育て力を高める施策

家庭の子育て力を高めたり、父親が子育てに積極的に関わったり、祖父母が孫育てに関わるることについては、子どもの成長に合わせた学習の場の提供や、子育てへの関わり方を考えるための啓発の実施、講座の開催などを通じて、家庭が子育て力を発揮できるよう支援します。

また、元気な高齢者が子育て支援を行うことで、子どもと子育て家庭が貴重な世代間交流を体験するとともに、高齢者の生きがいづくりにもつなげます。

(7) 子育て支援にかかる人材育成とネットワークづくり

子育てを地域全体で支えていくために、地域で活動する子育てを応援する様々な団体や関係機関等と連携を図りながら、支援者の研修に取り組むとともに、新たな人材の掘り起し、育成に努めます。

また、各団体間でより多くの情報交換や交流ができるとともに、地域の子育てサービスの有効利用につながるよう、子育て支援のネットワークづくりを進めます。

2 子どもに関する相談体制の充実

(1) 妊娠期から出産後の相談

妊娠期を健康に過ごし、安全に出産ができるよう、母子健康手帳の交付にあわせて保健指導を実施します。また、股関節検診の際に2~4か月児をもつ親を対象として、産後の家族計画・受胎調節指導とあわせて、健康相談・育児相談を実施します。

(2) **けんこう広場ROSAぴあ思春期保健などに関する相談**

~~西堀ローサに設置したけんこう広場ROSAぴあにおいて、~~思春期保健相談士、保健師、助産師、看護師、管理栄養士など専門のスタッフが**連携して**、思春期や妊産婦・更年期のこと、子育て、食事・健康などに関する相談や情報提供を行います。

(3) 家庭児童相談

各区役所に設置した家庭児童相談室において、家庭児童相談員が家庭における子どもの養育、人間関係、その他家庭児童福祉について、必要な相談支援を行います。

(4) 児童相談所における相談・支援

養育困難、非行、発達の遅れ、児童虐待など、18歳未満の児童に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする問題について、家庭などからの相談に応じ、社会的・心理学的・医学的判定や一時保護を行い、適切な指導・助言及び施設入所措置などを実施します。

(5) 子育てワンストップサービス(子育てなんでも相談センターきらきら)

市社会福祉協議会では、市民の相談窓口を一本化することで、利便性を向上させるとともに、既存のサービスの有効活用を図ることを目的として、平成22年7月に、全市域を対象に、子育てに関するワンストップ型総合相談窓口「子育てなんでも相談センターきらきら」を開設しており、今後も、行政がその運営を支援します。

きらきらでは、子育て支援団体や関係機関とのネットワークを活用し、専任のコーディネーターが必要な情報をご案内するほか、相談内容によっては専門機関におつなぎします。

なんでも聞いてほしい 子育てのこと。

子育てなんでも相談センター

きらきら

Tel

025-248-2220

平日/8:30-17:15



3 子育て支援情報の充実

(1) 総合的な情報の提供

市が発行する「子育て応援パンフレット スキップ」や市報、ホームページによる情報提供に取り組むとともに、より身近な情報を収集、発信するため、市民との協働による手づくり情報サイト「にいがたっ子ひろば」を運営します。

また、スマートフォンやタブレットを活用した情報発信について検討します。

(2) 妊娠期から産後の切れ目ない情報の提供

母子健康手帳交付時、妊婦健康診査、乳幼児健康診査の機会を活用し、安心して妊娠、出産、子育てができるよう必要な情報を提供します。

(3) こんにちは赤ちゃん訪問事業での情報提供

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、地域の子育て支援や出産後に利用できるサービスなどについて情報提供します。

4 安心して過ごせる居場所の整備、多様な体験の機会の提供

(1) 地域子育て支援拠点事業

再掲 (☞●●ページ)

(2) 健全な遊び場、体験の機会と場の提供

子どもがすこやかに成長し、思いやりの心や豊かな人間性を育てていくためには、さまざまな体験や多くの人との交流が必要なことから、健全な遊び場、多様な体験の機会と場の提供の充実を図ります。

また、子どもたちが保護者と一緒に参加することで、親子の絆を深めたり、新たな仲間づくりなど、その後の子育てにつなげていけるような機会の提供にも努めます。

~~なお、合併建設計画に基づく(仮称)巻児童館の整備にも取り組みます。~~

(3) 多様な主体による居場所づくりの支援

子どもや親子が身近な地域において、安全に、安心して過ごし、交流が図れるよう、保護者などによる自主的な取り組みを支援するとともに、地域の方々や市民団体との連携による取り組みなど、地域の実情に応じた多様な主体による居場所づくりを支援、推進します。

施策分野2 安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくり

基本施策6 経済的な負担軽減施策の充実

これまでの取り組みと成果

◎ 幼稚園や保育園の保育料、放課後児童クラブの利用料の負担軽減、子どもの医療費助成の拡大を通じて、保護者負担の軽減を図りました。

また、希望する人数の子どもを安心して産み育てられる環境づくりの視点から、多子世帯への経済的な支援の充実を図りました。

○ 保育園の保育料軽減率… H21 : 26.7% ⇒ H26 : 29.5%

○ 幼稚園の保育料軽減…

・ 幼稚園就園奨励費対象者数 4年間(H22~H25)で16,982人

・ 私立幼稚園父母負担軽減補助 4年間で5,167人

○ 多子世帯に対する経済的な負担軽減…

・ H25 : 子どもの医療費助成の対象拡大(下記参照)

・ H25 : 私立幼稚園就園奨励費の対象拡大

(同時在園の第3子以降の園児について所得制限を撤廃)

・ H26 : 第3子以降の保育園保育料の無償化拡大(同時在園→小学3年生以下)

○ 子どもの医療費助成の対象拡大…

H16 入院・通院とも 小学校就学前まで

H19 入院 : 小学6年生まで 通院 : 小学校就学前まで

H21 入院 : 小学6年生まで 通院 : 小学3年生まで

H23 所得制限を撤廃

H24 入院 : 中学3年生まで 通院 : 小学3年生まで

H25 子ども3人以上世帯の入院、通院とも高校3年生まで

現状と課題

◎ 子育てに関する支出を経済的負担と感じている人が多く、子育て家庭への経済的支援が求められています。

◎ 子どもが病気の時などに安心して治療を受けられるよう、医療費の助成が求められています。

少子化対策に有効な支援策

◎就学前児童保護者

1位：子育てに理解ある職場環境の整備：61.3%

(育児休業や子どもの病気などの際、休暇が取りやすいなど)

2位：保育料の軽減：51.7%

3位：短時間勤務など多様・柔軟な働き方の選択可能な社会の実現：40.6%

◎小学生保護者

1位：子育てに理解ある職場環境の整備：54.7%

2位：児童手当の拡大：51.2%

3位：医療費助成の拡大：51.0%

資料：新潟市子育て市民アンケート（平成25年度）

子ども・子育て会議などでの意見

◇ 保育料の負担軽減に対する市民のニーズは大きい。第3子以降の保育料軽減については、少子化対策の1つとしても、更に拡大されるべき。

◇ 幼児期の教育・保育の利用料は、利用する施設や保育の必要性に関わらず、負担軽減されるべき。

◇ 子どもの医療費助成は居住地を決める1つの理由にもなるので、充実されるべき。

取り組みの方向性

◎ 子育てにかかる費用の負担軽減のため、保育料の軽減、子どもの医療費助成など、子育て家庭への経済的支援を引き続き実施します。

成果指標

実際の子どもの数が、理想とする子どもの人数よりも少ない理由として「幼稚園や保育園の保育料にお金がかかるから」と答えた割合

平成25年度
28.8%

平成31年度
減少させる

「小児医療費等の経済的負担が大きいから」と答えた割合

平成25年度
11.4%

平成31年度
減少させる

※県調査数値を仮記載。本市調査結果に差替予定。

主な取り組み

1 子育て家庭の経済的な負担の軽減

(1) 幼稚園、保育園などの保育料の負担軽減

※考えられる記載事項

- ・教育・保育の利用者負担額の軽減
- ・私立幼稚園の利用者に対しては、就園奨励費制度 など

(2) 放課後児童クラブ利用料の負担軽減

ひまわりクラブ利用料の負担を軽減するとともに、幼稚園や小規模の放課後児童クラブが負担軽減した利用料を助成します。

(3) 子どもの医療費助成

子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもの保健及び福祉の向上を図るため、医療費を助成します。

また、児童が国で定められた特定疾患にかかった場合の医療費を助成します。

(4) 不妊の方への経済的支援

医療保険が適用されず高額な医療費がかかる、特定不妊治療の経済的負担の軽減を図るため治療費を助成します。

(5) 多子世帯の経済的負担軽減

希望する人数の子どもを産み育て、少子化の流れを変える観点から、保育料、子どもの医療費助成における多子世帯の負担を軽減します。

(6) 児童手当の給付

児童手当法に基づき、家庭などにおける生活の安定と、次代の社会を担う児童のすこやかな成長に資することを目的とし、中学生までの子どもの保護者に対し、児童手当を給付します。

基本施策 7 ひとり親家庭の自立支援の推進

これまでの取り組みと成果

◎ 児童扶養手当の支給、医療費助成に加え、平成 25 年度には、みなし寡婦（夫）控除（所得税や住民税の計算では寡婦（夫）控除を受けることができない方でも、子育て支援制度を利用するときに、「寡婦（夫）控除」を受けたとみなして利用料を計算するもの）を導入するなど、経済的な負担を軽減しました。

また、ハローワークと連携した生活保護受給者等就労自立促進事業や自立支援給付金での就労支援、家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業などを行い自立への支援を図りました。

○就業支援…

- ・ 就労自立促進事業支援要請者数 4 年間（H22～H25）で 332 件
- ・ 自立支援教育訓練給付金給付数 4 年間で 23 件
- ・ 高等職業訓練促進給付金給付数 4 年間で 54 件

○日常生活支援事業利用時間… 4 年間で 6,101 時間

○みなし寡婦（寡夫）控除申請件数… H25：62 件

現状と課題

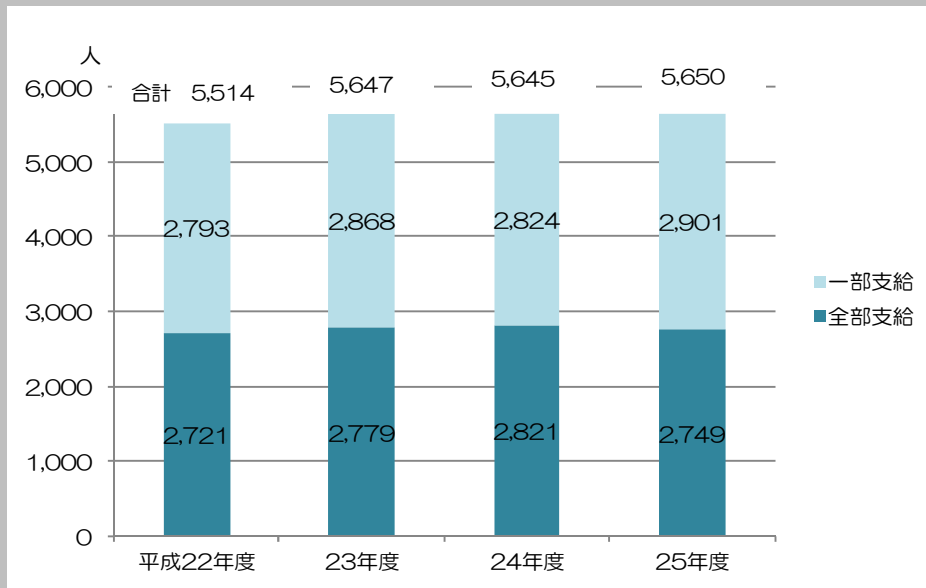
◎ ひとり親家庭は増加傾向にあり、子どもや家庭が抱える背景が複雑化、多様化しており、適切な支援の必要性が高まっています。

◎ ひとり親家庭でも、特に母子家庭の母の就労状況は非正規雇用が多く、また、就労を希望していても就業できていないひとり親も多いことから、家庭環境に応じた就労支援が必要となっています。さらに、ひとり親家庭の母や父の就業を推進するためには、雇用する企業側の一層の理解や協力が必要です。

◎ 就労していてもひとり親家庭の稼働所得は低く、経済的に厳しい状況にあり経済面での不安を抱えています。

◎ ひとり親家庭への各種支援制度を周知するため、情報提供、相談機能の充実が求められており、関係機関との連携、協力が一層必要とされています。

児童扶養手当受給者数の推移（新潟市）



資料：新潟市作成

ひとり親家庭事業の利用件数の推移（新潟市）

	平成22年度	23年度	24年度	25年度
就業・自立支援センター相談件数	1,104	865	866	1,032
自立支援給付金給付件数	10	15	22	30
自立支援プログラム策定件数	105	105	113	89
日常生活支援事業利用件数	404	313	475	479

資料：新潟市作成 ※就業・自立支援センター相談件数は全県数

子ども・子育て会議などでの意見

- ◇ ひとり親家庭が各種支援制度を利用するときは、利用料の減免などの配慮が必要。
- ◇ ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援事業を検討してほしい。
- ◇ ひとり親家庭が抱える課題は、複雑かつ多岐にわたっているため、状況に応じた支援が必要。

取り組みの方向性

- ◎ ひとり親家庭の自立に向けた経済的支援を引き続き行います。
- ◎ ひとり親家庭の家庭環境に応じた多様な就労支援を行います。
- ◎ 父子家庭も母子家庭も同様な支援制度を受けられるよう国への働きかけを行います。

成果指標

母子家庭等就労支援事業の就職者のうち、希望どおり正職員として就職した人の割合

平成 25 年度

20%

平成 31 年度

28%

住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度（5段階評価での平均値）

※対象：就学前児童保護者及び小学生児童保護者のうち母子・父子家庭

平成 25 年度

2.8

平成 31 年度

3.5

コラム

みなし寡婦（夫）控除

未婚のひとり親家庭への子育て支援制度として平成 25 年度から実施しているもので、所得税や住民税の計算では寡婦（夫）控除を受けることができない方でも、子育て支援制度を利用するときに、「寡婦（夫）控除」を受けたとみなして利用料を計算するものです。現在、保育料や放課後児童クラブ（ひまわりクラブ）などの事業で実施しています。

主な取り組み

1 子育て・生活支援

(1) ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭や寡婦が、病気や就職活動などにより一時的に家事や育児の手伝いを必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣して日常生活の支援を行います。

(2) 保育園・放課後児童クラブの優先利用の促進

ひとり親家庭の児童が保育園の入園や放課後児童クラブへの入会を希望する場合、優先して入園・入会できるよう配慮します。

(3) ひとり親家庭等生活向上事業

ひとり親家庭が抱える児童の養育や健康面の不安など、生活の中で直面する課題の解決にむけて精神的な安定を図るため地域での生活を総合的に支援します。

(4) 学習支援ボランティア事業

生活困窮者自立支援法のもと実施される学習支援事業の状況を勘案しながら検討します。

2 就業支援

(1) ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親の父または母に対し、就業相談から就業情報の提供まで一貫した支援を行うため、専門の相談員を配置し支援を行います。

(2) 自立支援プログラム策定等事業

児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況や就業への意欲、資格取得への取り組みなどについて状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し自立にむけた支援を行います。支援の一環としてハローワークと連携しきめ細かな就労支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業を実施します。

(3) 自立支援給付金

ひとり親家庭の父または母が就職に有利な資格や経済的自立に効果的な資格を取得するための費用の一部または取得期間の生活費の負担軽減のため給付金を支給します。

3 経済的支援

(1) 児童扶養手当の支給

ひとり親家庭の父または母もしくは父母に代わって児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長のため生活の安定と自立の促進を目的に手当を支給します。

(2) ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の父または母もしくは父母に代わって児童を養育している方とその児童について、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的にその医療費の自己負担額の一部を助成します。

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金

一時的な資金を必要とするひとり親家庭の父または母と寡婦及び父母のない児童に対し無利子または低利で資金をお貸しします。

(4) みなし寡婦（夫）控除

所得税や住民税の計算では寡婦（夫）控除を受けることができない方でも、子育て支援制度を利用するときに、「寡婦（夫）控除」を受けたとみなして利用料を計算します。

4 養育費確保支援

(1) ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭またはひとり親家庭になるかもしれない方からの養育費の相談をお受けするため専門の相談員を配置します。弁護士による養育費などの無料法律相談を実施します。